事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士　法学博士　熊 琳



第２９９回　ＡＩ関連事件に関する中国最高裁判所の最新指導意見

先日、中国最高裁判所が『ＡＩ関連紛争事件の法的審理に関する意見』（以下、「本意見」という。）を発表した。これは近年のＡＩ技術の急速な発展に伴う重要な司法指導意見として日系企業の注目に値する。今回はそのポイントを解説する。

◇ＡＩによる権利侵害事件の民事責任

２０２４年9月、Ｌは某プラットフォームのＡＩ生成の回答に、「爆発罪により被告人Ｌに懲役３年の判決」という情報がＬのスーツ姿の写真付きで掲載されていることを発見した。これはＡＩによる捏造情報であったため、Ｌは当該プラットフォームを運営するＡ社に対し、直ちに情報を削除・訂正するよう要求したが、Ａ社は対応しなかった。

後日ＬはＡ社に対し、ＡＩによる虚偽コンテンツの削除、謝罪の公開、および経済的損失の賠償約４５万元を求め訴訟を提起した。Ａ社は、ＡＩ技術の発展水準の制約によりＡＩが不正確な情報を生成する可能性があるものの、その損害結果は予見できないと抗弁し、権利侵害の主観的過失はなく、権利侵害は成立しないと主張した。

◇裁判所の審理結果

▼Ａ社はＡＩ技術を用いてテキストと画像を加工・合成し、検索プラットフォーム上でＡＩ生成の回答としてテキストとＬの写真を公開していた。同コンテンツは明らかに虚偽であり、否定的な語句が含まれ、Ｌの評価を落とすおそれがあるため、Ａ社の行為は権利侵害を構成する。

▼Ａ社の過失程度や損害結果、およびネット拡散で双方に生じた損害を総合的に考慮し、Ａ社に対し、書面によるＬへの正式な謝罪を命じた。

▼ＡＩが生成した当該誤情報はすでに削除済みで、経済損失に関するＬの主張は証拠不十分であるため、Ｌのその他請求は認めないとした。

◇本意見の注目点

１、過失の有無や程度の判断において、ＡＩの具体的利用状況、ＡＩ開発者・提供者など関連主体が講じたＡＩによる権利侵害を予防・軽減する措置や技術的な可能性、ＡＩ技術の利用によって生じうる損害可能性に対する予見・制御能力などを総合的に考慮すべきであるとし、ＡＩ起因の事件における権利侵害責任の認定に過失責任原則を適用することを明確に規定。

２、ＡＩを使った人格権、プライバシー、消費者権益などの侵害行為（顔・声の交換、人物の特定、有名人を装った商品販売など）を法的に規制。

３、生成ＡＩ提供者の不法行為責任を慎重に認定し、権利者の通知を受けながら侵害コンテンツ生成の速やかな停止など必要措置を講じなかった場合は、生じた損害について不法行為責任を負う。

４、ＡＩ製品の欠陥による損害が生じた場合、製造者および販売者は法的に製造物責任を負う。

５、自動運転の車両および運転支援システムを搭載する車両が公道を走行中に車両の欠陥に起因する交通事故を起こし損害が生じた場合、その賠償責任は車両製造者および販売者が負うものとする。運転支援システムを搭載する車両の欠陥と運転者の過失の双方に起因する損害が発生した場合、その賠償責任は運転者と車両製造者・販売者が共同で負う。

記事の複製・転載を禁じます

６、ＡＩ生成コンテンツが他人の著作権を侵害した場合、ＡＩサービスの種類、業界特性、学習データの出所、各当事者の関与レベル、講じられた必要措置、および利益状況などの要素を総合的に考慮し、ＡＩの開発者、提供者、利用者の責任を合理的に認定する。
７、ＡＩ関連の発明・創造が、自然法則に従った技術的方法を採用し、技術的問題を解決しており、自然法則に沿った技術的効果を実現している場合、特許法の保護対象に該当する。
８、ＡＩ関連紛争事件の技術的・専門的な性質などの特徴を踏まえ、裁判所は指導や説明を強化し、争点事実について当事者が適時かつ全面的に立証を完了するよう導く。ＡＩ技術の原理や動作メカニズムなどの専門的問題に関わる場合は、陪審員、鑑定人、専門家補助者、技術調査官が役割を十分に発揮するようにし、事件の事実解明を支援する。
９、ＡＩ技術の複雑性、システム運用の不透明性、および証拠収集の特殊性を十分に考慮し、裁判所が継続的に新技術発展に適した証拠審査規則を整備する。
１０、ＡＩの自律学習・自律意思決定の特性を悪用し、人為的介入や誤導により虚偽の証拠を取得し、民事事件の基本的事実を捏造して虚偽の訴訟を提起した当事者には、相応の法的責任を追及する。
１１、ＡＩを利用した詐欺、侮辱、誹謗中傷、のれんや商品の評判を損なう行為、個人情報侵害、コンピュータ情報システムからのデータ不法取得、わいせつ物の制作・販売・頒布などの違法行為は法に沿って処罰する。

◇日系企業へのアドバイス

昨今のＡＩ技術の急速な発展に伴い、ＡＩに関連した新たな紛争や事件が多発することは必至である。今後こうした新たな事件を効果的に解決するために、ＡＩ関連の最新司法裁判基準を適時に把握することは必要不可欠である。

中国、ボーイング機２００機購入に向け進展＝米通商代表

グリア米通商代表部（ＵＳＴＲ）代表は２１日、中国が５月に発表した米ボーイング製航空機２００機の購入計画について、履行に向け進展が見られていると述べた。

グリア氏はＦＯＸニュースに対し、中国によるボーイング機の発注について「約１４０機は順調に進んでいる状況にある。さらに約１０機についても発注手続きが進められている」と語った。ただ、２４日に予定されるトランプ米大統領と中国の習近平国家主席の会談を前に、中国がボーイング機を追加発注するかについては言及しなかった。

中国商務省は５月、ボーイング製ジェット機２００機を購入すると発表。中国政府がボーイング機の発注を公式に認めたのは初めてだった。トランプ大統領はその後、ボーイング機購入数は最大７５０機に達する可能性があると述べていた。（ロイター時事）

中国、対イラン制裁順守に積極関与＝米財務長官

ベセント米財務長官は２１日、中国は米国のイランに対する圧力強化策に「極めて積極的に関与している」と述べた。

ベセント氏はＣＮＢＣのインタビューに対し、米国は中国人民銀行（中央銀行）の潘功勝総裁を含む中国の金融当局と、対イラン制裁の順守を巡り前向きな協議を行っていると語った。

ベセント氏は２０日、中国の何立峰副首相とニューヨークで会談した。トランプ米大統領は２４日に中国の習近平国家主席と会談する。（ロイター時事）

記事の複製・転載を禁じます